

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「社是」「私たちの使命」「私たちのありたい姿」「私たちの持つべき価値観」という4つの理念体系として掲げている考えに基づき、ステークホルダーの期待に応え、企業価値の向上を図るべく、経営の透明性と効率性を追求し、適切な経営体制の維持・構築を目指し、コーポレート・ガバナンス、内部統制システム、コンプライアンスの強化をより一層図ってまいります。

当社は、基本的な考え方に沿って、次の各号に定める事項をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化に取り組んでまいります。

- (1)株主の権利及び平等性の確保に努める。
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努める。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努める。
- (4)取締役会等がその役割及び責務を適切に果たすように努める。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行うよう努める。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4 - 10. 任意の仕組みの活用】

補充原則4 - 10

当社は、任意の独立した諮問委員会を設置していませんが、経営陣幹部・取締役の選解任や報酬等の重要事項については、独立社外取締役へ事前に説明を行い、適切な関与・助言を得た後に取締役会がこれを決定しているため、独立性・客観性を確保していると考えております。なお、諮問委員会の設置については、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

(政策保有株式に関する方針)

当社は、業務提携、取引の維持・強化等事業活動上の必要性を含め、合理性があると認める場合に限り、政策的な目的により株式を保有しております。また、毎年、取締役会で個別の政策保有について、その合理性を確認し、保有継続の可否の見直しを実施し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めております。その結果、政策保有株式の銘柄数は2015年12月末時点の99銘柄から、2018年9月末時点の75銘柄へと削減しております。

(政策保有株式に係る議決権の行使基準)

当社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、個別に議案の趣旨及び内容等を精査し、当社及び投資先企業双方の企業価値向上に資する方向で行使することとしております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

取締役は、競業取引または会社との取引を行うとする場合には取締役会の承認を必要としております。また、競業取引または会社との取引を行った取締役は、その取引につき重要事項を取締役に報告することとしております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の確定給付型企業年金の対象者は、退職者のみとなっており、その運用については、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明している金融機関に委託の上、リスクを最小限に抑えた資産運用を行っております。また、資産運用の担当者には、適切な資質を持った人員を選出・配置するとともに、外部セミナー等の教育機会を提供することで、資質の向上を図っております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

当社は、法令等に基づく開示を適切に行うとともに、法令等に基づく開示以外においても、会社の意思決定の透明性及び公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するための情報発信を行ってまいります。

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、2017年1月1日付で「社是」「私たちの使命」「私たちのありたい姿」「私たちの持つべき価値観」という4つを新たに理念体系として整備し、全役員・全従業員がこれら理念を实践、体現することを基本的な経営姿勢としております。

理念、中期経営計画については当社ホームページ(<https://www.toyotires.co.jp/corporate/>)をご参照ください。

(ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しております。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬とで構成され、固定報酬は役職別の報酬テーブルに基づき、決定しております。業績連動報酬は、役職別の基準額をもとに会社業績と個人目標の達成度に応じて評価を行い、配当政策や社員の処遇等を勘案して決定しております。また、報酬の一部を株価連動報酬として、役員持株会を通じて当社株式の購入に充てることとしております。

上記方針に基づき、社内取締役及び社外取締役による検討会を行い、株主総会にて定められた範囲内で原案を策定した上で、取締役会がこれを

決定することとしております。

(iv) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定した上で、取締役会にて独立社外取締役に意見を聴取し、取締役会がこれを決定することとしております。

監査役候補の指名を行うに当たっては、取締役社長が、優れた人格、見識、能力及び豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者を候補者とする原案を策定し、監査役会の同意を経た上で、取締役会がこれを決定することとしております。また、当社の監査役のうち最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者であることを基本としております。

() 取締役会が上記()を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
取締役候補及び監査役候補については個人別の経歴及び個々の選任理由を「株主総会招集ご通知」に記載しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4 - 1

取締役会は、法令、定款、取締役会規程によって取締役会の決議事項とされている事項以外の事項については、執行役員その他の経営陣に委任することとしております。また、常務会及び各種専門委員会では、重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

独立社外取締役の候補者を選定する場合、金融商品取引所が定める独立性基準を満たしていることに加え、その人格、見識、能力、当社との関係性その他の事情に鑑み、独立且つ客観的な観点からの役割・責務を全うすることが期待できると認められる者を独立社外取締役の候補者として選定するものとしております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4 - 11

取締役会は、意思決定の迅速性を担保すべく、取締役の人数を11名以内とし、また、その役割及び責務を実効的に果たすための知識、経験及び能力を全体としてバランス良く備えるべく、性別、年齢、バックグラウンド、技能、その他取締役会の構成の多様性に配慮することとしております。

補充原則4 - 11

取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲内であることとしており、兼任状況については毎年「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

補充原則4 - 11

当社では、2017年度から、全取締役・監査役に対して、取締役会の運営・構成・活動等に関する記名式アンケートを実施することにより、取締役会全体の実効性について分析及び評価を行っております。公正性を担保するため、アンケートの集計と分析及び評価は第三者に委託しており、2018年度に実施したアンケートの結果の概要と今後の対応は以下のとおりです。これらの内容を踏まえて、さらに取締役会の機能向上を図ってまいります。

分析及び評価結果の概要と今後の対応

- ・全ての項目において概ね肯定的な自己評価が得られており、取締役会全体の実効性は確保されていると考えております。特に、経営の監督については、前年度に引き続き、高い評価が得られました。
- ・一方で、実効性の向上に向けて、取締役会における議論のさらなる活性化や多様性の促進を図るべきとの提言などもなされています。
- ・議論のさらなる活性化については、2018年4月から取締役会規則を改定し、付議基準の変更や業務報告の充実を実施したことにより、今後実現できると考えております。
- ・また、その他の課題についても、引き続き改善に向けて取り組んでまいります。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4 - 14

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めることとしており、取締役及び監査役に対して、取締役及び監査役の義務及び責任に関する必要な知識を習得させるために外部講師または担当部署による研修を行うとともに、統括部門掌管から各統括部門の業務に関する研修を行うこととしております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、以下の体制・方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するべく、株主との「建設的な対話の促進」と「長期的な信頼関係の構築」に努めます。

1. 株主との対話全般に際しては、コーポレート統括部門掌管取締役が統括し、関連部門の相互連携のもと対応を推進し、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、株主とのより建設的な対話の実現に努めます。
2. 実質株主調査による定期的な当社株主構造の把握に努めるほか、関連部門が横断的な協議や情報交換を行なう機会を設け、各部門間での有機的な連携を図るなど、より充実した株主との対話を促進するための基盤形成に努めます。
3. 当社の経営方針、事業戦略、商品展開、業績等に対する株主の理解を促進するため、適時適切な情報開示に努めるほか、各種発表会や説明会、自社ホームページ等を活用したわかりやすい情報発信を行ないます。
4. 対話の中で得られた株主からの意見等は、適宜、取締役・監査役・執行役員等、経営機関への報告、並びに関連部門への共有を行います。
5. 対話に際しては、金融商品取引法に定めるインサイダー取引規制を遵守するとともに、インサイダー情報については、社内規定に則って適切な取扱いを行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
--------	----------	-------

株式会社ブリヂストン	10,000,000	7.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	9,154,100	7.19
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,814,100	6.93
トヨタ自動車株式会社	4,774,875	3.75
三菱商事株式会社	3,890,250	3.05
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,823,276	2.21
ORBIS SICAV	2,808,453	2.20
JP MORGAN CHASE BANK 380634	2,717,300	2.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,258,600	1.77
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,995,888	1.56

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	ゴム製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森田研	他の会社の出身者													
武田厚	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田研			松下プラズマディスプレイ株式会社の社長、及びパナソニック株式会社の代表取締役専務を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。

武田厚			新日鐵住金株式会社の取締役、及び日鉄住金鋼板株式会社の社長を務められるなど経営者としての豊富な経験と高い知見を有している上、人格、識見にも優れており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断したため、選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
-----	--	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期及び期末の決算時に意見交換するとともに必要に応じて情報・意見交換並びに協議を行い、適切な監査を行うための連携強化に努めております。内部監査部門である監査部は、法定監査が十分にその目的を達成し得るように、基礎的前提としての内部統制を検討・評価し、改善指導を行うことで、整備・充実を努めております。また、有効な内部統制のため、定期的に監査役及び会計監査人との情報・意見交換の機会を持ち連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中原全生	他の会社の出身者													
山本幸男	他の会社の出身者													
佐伯照道	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中原全生		金融機関における長年の経験に基づく豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
山本幸男		企業活動に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。
佐伯照道	重要な兼職先である北浜法律事務所、岩井コスモホールディングス株式会社、ワタベウェディング株式会社、フジテック株式会社と当社との間には特別な利害関係はありません。	弁護士としての豊富な知識と幅広い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任しております。また、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

社外役員全員を独立役員に指定し、届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬は、役職別の基準額をもとに会社業績と個人目標の達成度に応じて評価を行い、配当政策や社員の処遇等を勘案して決定しております。また、報酬の一部を株価連動報酬として、役員持株会を通じて当社株式の購入に充てることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2017年1月1日から2017年12月31日までにおける取締役及び監査役に対する報酬の総額は、以下の通りです。

取締役 9名 251百万円

監査役 4名 60百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬とで構成され、固定報酬は役職別の報酬テーブルに基づき、決定しております。業績連動報酬は、役職別の基準額をもとに会社業績と個人目標の達成度に応じて評価を行い、配当政策や社員の処遇等を勘案して決定しております。また、報酬の一部を株価連動報酬として、役員持株会を通じて当社株式の購入に充てることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役には、取締役会に付議される議案について事前に詳細な情報を提供しております。また、社外監査役は、常務会をはじめ各種専門委員会や重要会議体に出席し、業務執行の状況を把握できる体制となっております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

企業統治の体制(2018年3月29日現在)

(1) 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社における企業統治の体制は、意思決定・監督機関である「取締役会」、執行の意思決定機関である「常務会」、分野別の審議・協議機関である「各種専門委員会」、そして取締役会及び取締役の業務執行の監査機能を果たす機関として「監査役会」があり、それぞれ機能を十分発揮できる体制を整えております。

取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成しており、経営方針・目標・戦略など重要事項に関する意思決定及び取締役の業務執行状況を監督しております。また、社外取締役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し適宜忌憚のない意見を述べ、経営の監視・監督に努めております。

常務会は、社長及び統括部門管掌等の執行役員(常務執行役員又は執行役員)11名(うち取締役兼務4名)で構成し、執行の意思決定機関として、重要事項を審議・決定しております。また、常務会に付議された事項のうち、取締役会付議事項等については取締役会に上程されます。

各種専門委員会には、「コンプライアンス委員会」「危機管理委員会」「組織人事委員会」「技術委員会」「品質保証委員会」「環境・安全衛生委員会」「投融資委員会」があります。各専門委員会は、常務会の下部組織として、組織横断で検討・対応が必要な重要活動の計画立案・実績分析・改善策策定を行い、各業務執行部門に立案・策定した計画を実行させ、常務会にその進捗を報告しております。

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成しており、監査に関する重要事項について報告、協議、決議を行っております。また、監査役は、取締役会、常務会などの重要会議に出席し、適宜問題提起を行い、業務執行が適切に行われているかの確認及び監査の実効性の向上を図っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、法令・定款及び企業倫理を遵守するための行動規範として「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」を制定し、それらの周知徹底を図るため、取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行っております。

コンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施するチーフコンプライアンスオフィサー(以下「CCO」という。)を責任者とするコンプライアンスオフィサー制度を導入しております。CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置すると共に、各組織にコンプライアンスオフィサー(以下「CO」という。)を任命、加えてCOの指示に基づきコンプライアンスに関する事項を執行するコンプライアンスリーダーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築しております。

また、従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い、必要な情報が上がり易い体制を整えております。

(3) リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、2016年6月に制定した「危機管理規程」「危機管理マニュアル」「個別対応マニュアル」について、組織変更に伴う担当部門の責任者変更と役割に関する見直しを適時行いました。また、危機管理委員会において「危機管理マニュアル」の理解と浸透及び「個別対応マニュアル」の周知徹底を図り、想定される危機事象に対する課題の抽出と危機事象発生時の対応策について議論し、決定してまいりました。

加えて、想定される各危機事象について、まずは当社の工場での火災を想定した危機管理シミュレーションを実施いたしました。その他の事象についても順次実施する計画としております。今後も危機管理委員会の定期開催と運用方法の明確化、想定される危機事象に対応するための「個別対応マニュアル」の整備と拡充に努め、重大なリスクが発生した場合、当該マニュアルに従い最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を引き続き構築してまいります。

さらに、適切な事業マネジメントを推進していくことを目的として、経営資源の適正配分を促進するとともに、全社収益への貢献度やリスクの所在を見極めるため、全社共通の事業評価ガイドラインを策定し運用しております。

(4) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保しております。また、当社グループ会社の経営管理については、グループ会社に関する業務の効率化と管理の適正化を図ることを目的に制定した「関係会社管理規定」に基づき管理しております。グループ会社毎に、適正、効率的な経営ができるよう管理指導する主管部署を定め、当該本部長が管理者となり「関係会社管理規定」に則った適切な管理を行っております。また、2017年9月には当該規定の一部を改定し、グループ会社への管理強化を図っております。

監査部はグループ会社の内部統制システムの整備状況をチェックし、問題の早期発見や損失の防止に努めるとともに、改善の方向性を提言・指導しております。

(5) 内部監査及び監査役監査

当社における内部監査の体制は、監査部(現在11名体制)を設置し、各専門部門(法務、人事、総務、財務、購買等)と連携し、各部門、グループ会社の業務遂行状況、コンプライアンス体制等について監査を定期的実施するとともに、監視と業務改善の助言を行っております。なお、監査部は、金融商品取引法に基づき当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施し、監査役及び会計監査人と適時連携を取って業務を遂行しております。

監査役(4名)は取締役会や常務会などの重要会議に出席するだけでなく、各部門・子会社も含めた当社グループ全体の業務執行の監査を行っております。監査役の内、中原全生氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、各監査役は、内部監査部門と連携を取るだけでなく、代表取締役・取締役及び会計監査人と意見交換を行い、経営の健全化に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の効率化とともに健全性と透明性を高めるためコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。社外取締役及び社外監査役は、それぞれの高い見識を活かし、客観的・中立的立場から提言を行うことで、期待される外部の視点での監督機能と牽制効果を果たしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催の3週間前に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2017年3月開催の定時株主総会より、議決権電子行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2017年3月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部を英訳し、招集通知の発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所ホームページ等に掲載しております。
その他	株主総会についてはビジュアル化による分かり易い説明を実施しております。また、当社ホームページには招集通知(発送日前)、決議通知、株主通信をタイムリーに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会及びマスコミ向けに説明会を開催しております(代表者自身による説明は有)。また、第1四半期、第3四半期の決算発表後にアナリスト・機関投資家向け説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の要望に対し、来日時での対面取材並びに電話取材を継続的に開催しております。 また、国内でのカンファレンス参加や海外でのロードショー実施などを通じて、海外投資家に対する説明機会の充実に努めております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算情報、説明会資料、有価証券報告書、株主通信、株主総会招集通知・決議通知、アニュアルレポート、ファクトブック等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	機関投資家については経営企画本部広報企画部、個人投資家については管理本部総務部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「東洋ゴムグループ企業行動憲章」と「東洋ゴムグループ行動基準」を制定し、ステークホルダーに対する行動姿勢を明示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境に配慮した製品の提供や事業活動における環境負荷低減を図る一方、「東洋ゴムグループ環境保護基金」を通じた助成・支援を実施しております。 また、「CSR方針」のもと、ステークホルダーへの影響を考慮したCSR経営の推進に取り組んでおります。 具体的な取り組みについてはCSR報告書やホームページ上で公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	各ステークホルダー向けに作成した各種報告書を含め当社に関する様々な情報をホームページに掲載するなど情報提供の充実を図り、より一層経営の透明性を高めるべく努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月16日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を決議し、適宜これを改定しております。2017年12月26日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の見直しを決議いたしました。当社が定める内部統制に関する基本方針は以下のとおりです。

1. 当社及び当社グループ会社各社（以下「当社グループ」という。）の取締役・従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1)「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」を当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員（契約社員、パート、アルバイトを含む）が法令・定款及び企業倫理を遵守（以下「コンプライアンス」という。）するための行動規範とする。
 - (2)チーフコンプライアンスオフィサー（以下「CCO」という。）がコンプライアンス全般に係る事項を管掌し、コンプライアンスに関する各種施策を立案し実施する。また、CCOはコンプライアンス違反またはその疑い・恐れがある場合には、必要な調査を行う権限を有し、その業務に対し、中止または改善命令を出すことができる。
 - (3)CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置すると共に、各組織にコンプライアンスオフィサーを任命する等により、コンプライアンス推進体制を構築する。
 - (4)「東洋ゴムグループ企業行動憲章」及び「東洋ゴムグループ行動基準」の徹底を図るため、CCOが中心となり、当社グループの取締役、執行役員、監査役及び従業員にコンプライアンス研修・教育を行う。
 - (5)従業員が直接通報・相談できる仕組みとして設置・運営している「ホットライン相談窓口」については、通報できるルートを複数確保するなどの見直しを行い必要な情報が上がり易い体制を整える。
 - (6)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを方針とし、万一、不当な要求を受けた場合には、組織的に毅然とした態度で排除する。
 - (7)金融商品取引法及びその他関係法令に基づく財務報告の適正性を確保するための体制の整備・充実を図る。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、常務会、各種専門委員会等重要な会議の議事録その他取締役の執行に係る情報は、法令並びに社内規定・規則に基づき、適切に保存及び管理し、取締役及び監査役が、それらを閲覧できる体制を確保する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)当社グループの「危機管理規程」に基づいて、コーポレート統括部門管掌が、危機管理統括として、危機管理体制を統括する。また、当社グループに重大な影響を及ぼすことが想定される重要危機事象ごとに危機管理責任者を定め、平時及び有事の対応策の策定、並びにその実施について管理、統括する。
- (2)各重要危機事象については、その対応手順を定めた「個別対応マニュアル」を作成し、平時におけるリスクの評価・分析及び発生防止活動、並びに有事における復旧活動などの実施事項について定め、リスクの回避、軽減を図る。
- (3)当社は、緊急事態が発生した場合、個別マニュアルに盛り込むべき具体的な対応手順を定めた「危機管理マニュアル」及び「個別対応マニュアル」に従い危機管理責任者が緊急対応会議を招集し、各重要危機事象が当社グループに与える影響の大きさにより、既存組織による対応、各種専門委員会による対応、臨時的組織による対応の中から最適な対応方法を決定し、解決を図る体制を構築する。
- (4)経営資源の効率的な配分を促進すること、また、事業の全社収益への貢献度やリスクの所在を見極め、適切なマネジメントの推進に寄与することを目的として、事業評価ガイドラインを策定し、運用する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役会は、法令で定められた事項、経営の執行方針等重要な業務執行の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。
- (2)業務執行の効率性を高めるために執行役員制を設けている。社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示・伝達し、執行役員は業務執行状況を取締役会、常務会、社長、監査役各々の求めに応じ、報告する。
- (3)常務会及び各種専門委員会では、取締役会付議事項となる重要案件を事前協議し、取締役会の意思決定を支援するとともに取締役会から権限委譲された案件を審議・決定する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)当社グループは、「東洋ゴムグループ企業行動憲章」「東洋ゴムグループ行動基準」「TOYO地球環境憲章」「TOYO製品安全憲章」を制定し、グループ全体の基本原則とする。
- (2)当社グループは、子会社を含む重要な決議・審議事項については、「取締役会規則」で上程基準を明確にするだけでなく、契約、投資、資金調達、人的配置についても社内稟議制度及び各種委員会・会議体において審議することで、業務の適正を確保する。
- (3)当社グループ会社の管理については、「関係会社管理規定」に基づき、管理部署、管理責任者を明確にし、業務の適正を確保する。
- (4)内部監査部門は、各部門及び当社グループ会社の業務執行状況、コンプライアンス体制等について監査を実施し、監視と業務改善の助言を行うとともに、その結果を社長、監査役及びCCOに報告する。

6. 当社の監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制及びその従業員の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役会がその職務を補助する従業員を求めた場合は、監査役の職務が実効的に行われるように従業員を配置する。また、その従業員の人事、処遇及び賞罰については、監査役会の事前の同意を必要とする。

7. 当社グループの取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1)当社グループの取締役及び執行役員並びに従業員（以下「役員・従業員」という。）は、当社グループに重大な影響を及ぼす事実が発生または発生するおそれがあるときは、直ちに監査役に報告する。また、役員・従業員は、監査役の要請に応じて、必要な報告をし、情報を提供する。
- (2)当社グループの役員・従業員が監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他当社の監査役が実効的に行われることを確保する体制

- (1)当社の取締役会は、監査役が重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務執行の状況を把握できる体制をとる。
- (2)役員・従業員は、監査役が監査に必要な重要書類の閲覧、業務及び財産の状況の調査、主要な部門長へのヒアリング、代表取締役との定期的な意見交換会など、監査役の活動が円滑に実施できるよう、監査環境の整備に協力する。
- (3)内部監査部門は、監査役と独立性を保ちつつ、相互の連携を図ることで監査の実効性・効率性を高める。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる合理的な費用または債務については、監査役からの請求に基づいて、速やかに処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底する」ことを基本方針としております。

2. 整備状況

(1) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部門を対応統括部署とし、同部門に不当要求防止責任者を設置しております。また、反社会的勢力から不当な要求があった場合、必要に応じて、担当役員に報告するとともに、顧問弁護士、警察とも連携し、組織として対抗する姿勢を貫くこととしております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

日頃から警察及び外部の専門機関との良好な関係を築くとともに、反社会的勢力排除に向けた活動へ積極的に参画しております。また、反社会的勢力から接触があった時には、警察及び外部の専門機関に相談し、指導を受けることとしております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

対応統括部署の担当者等は、外部の専門機関による情報交換会や研修会等に積極的に参加し、反社会的勢力に関する情報の収集を行なっております。

(4) 対応マニュアルの整備状況及び研修活動の実施状況

対応統括部署は、反社会的勢力への対応マニュアルを作成し、各拠点の総務担当者に周知しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株式会社への支配に関する基本方針

当社は、当社の株式の大量取得を目的とする買付者(以下「買付者」という。)としては、当社の企業価値及び株主共同の利益に資する者が望ましいと考えております。また、買付者の提案を許容するか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えております。しかしながら、株式の買付や提案の中には、企業価値及び株主共同の利益に資さないものが存在する可能性もあり、そのような買付や提案は不適切なものであると考えております。

現在のところ、買付者が出現した場合の具体的な取り組みをあらかじめ定めるものではありませんが、このような場合には直ちに当社として最も適切と考えられる措置をとり得る体制を整えております。

具体的には、社外の専門家を含めて株式の買付や提案の検討・評価や買付者との交渉を行い、当該買付や提案及び買付者が当社の企業価値及び株主共同の利益に資するか否かを慎重に判断し、これに資さない場合には最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図(2018年3月29日現在)

